

64. 10

資産の流動化に関する法律に基づく信託
の取扱い

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（平成10年法律第105号）は、特定目的会社を用いて資産の流動化を行い、これら資産の流動化の一環として発行される証券等を購入する投資者の保護を図り、国民経済の発展に資することを目的として制定され、平成12年の一部改正時において、その題名が「資産の流動化に関する法律」（以下「資産流動化法」という。）と変更されるとともに、信託を利用して資産の流動化を行う特定目的信託制度（資産流動化法2条13項、第3編）が新たに導入された。

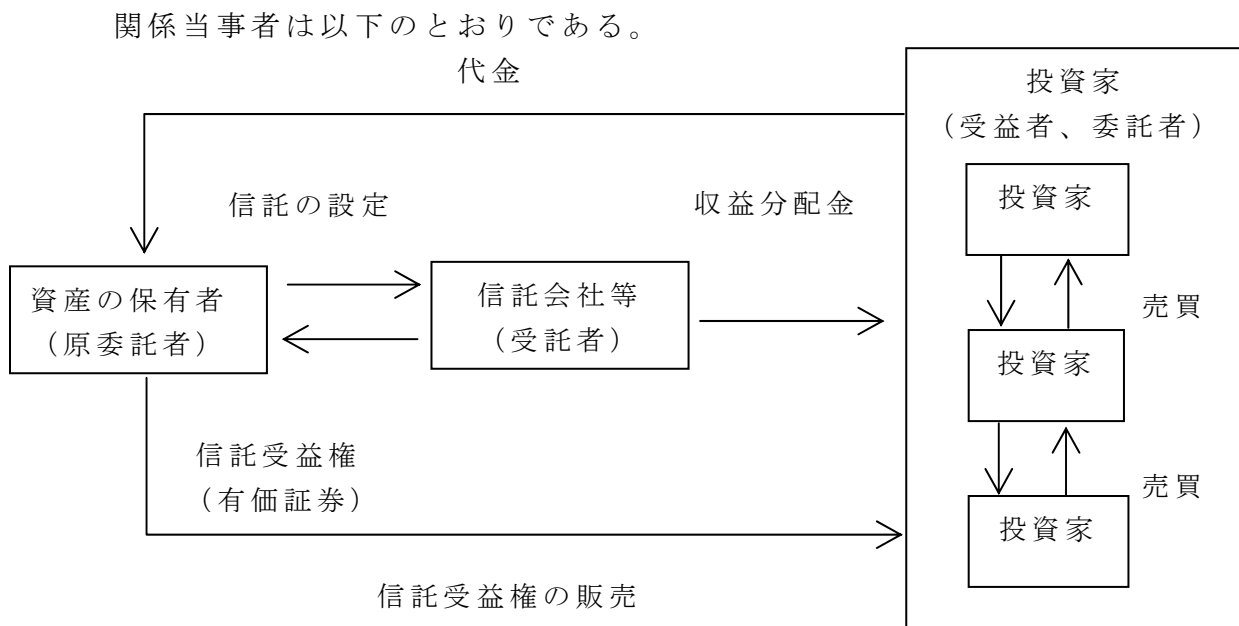
この特定目的信託制度も信託の一形態であることから、当該制度に係る出願及び登録申請についても、その旨を特許信託原簿に記載することとする。

この特定目的信託制度の概要及び登録申請等は以下のとおり。

1. 資産流動化法に基づく特定目的信託制度

(1) 特定目的信託における関係当事者

特定目的信託とは、「資産流動化法の定めるところにより設定された信託であって、資産の流動化を行うことを目的とし、かつ、信託契約の締結時において委託者が有する信託の受益権を分割することにより複数の者に取得させることを目的とする」ものであり、すなわち、信託会社等が資産の信託を受けて受益証券を発行し、これらの資産の管理及び処分によって得られる金銭をもって、その債務の履行を行うものをいう（資産流動化法2条13項）。



- ・原委託者が、受託者（信託会社等）との間で、特定目的信託に係る信託契約を締結する。受託者は特定資産を信託財産として取得する。
- ・受託者である信託会社等は受益証券を発行し、これを原委託者が取得し、投資家に売却する。
- ・受益証券によって示される受益権の持分の割合に応じて、収益が投資家に分配される。

※受益権は受益証券をもって、元本持分と利益持分が表示され（資産流動化法２３４条１項、５項）、その受益権に係る元本持分の割合に応じて、委託者の地位も承継される（同法２３７条）。したがって、受益権の譲渡は受益証券によってされるところ（同法２３４条２項）、譲渡された受益証券が元本持分を有するものであるときは、元本持分の割合に応じて、委託者の地位も承継されることになる。

※受益権移転の対抗要件は、受託信託会社に対しては、権利者名簿への記載であり（資産流動化法２３５条１項）、記名式の受益証券の場合には受益証券の取得者の氏名を記載しなければ、第三者に対抗できない。（同法２３５条２項）

（２）代表権利者及び特定信託管理者

資産流動化法第２６０条第８項において信託法第１２３条（信託管理人）の規定が適用されず、これに代わるものとして代表権利者（資産流動化法２５４条）及び特定信託管理者（同法２６０条）の制度が設けられた。

２．特定目的信託における信託の登録

（１）登録申請人

登録申請の当事者は、受託者を登録権利者とし、資産流動化法第２２９条第１項に規定する原委託者を登録義務者とする。

（２）添付書面

ア．登録原因書の記載

信託の登録は、信託による特許権の移転又は特許権以外の権利の設定若しくは移転の登録の申請と同時に申請しなければならないところ（特登令60条^{*1}）、登録原因書として申請書に添付される信託契約書には、本件信託が特定目的信託である旨の表示がされていなければならない。

イ．特許登録令第58条第1項に規定する書面の記載

特定目的信託においては、委託者及び受益者については、受益証券の転々流通によりこれらの者の変動が予定されている。よって、信託の登録申請において添付する書面（特登令58条1項^{*1}）に委託者及び受益者を記載することを要しない。ただし、この場合においては、添付書面に「その他の信託の条項」として、本件信託が特定目的信託である旨の表示がされていなければならない。

ウ．代表権利者又は特定信託管理者の記載

特定目的信託に係る特許登録令第58条第1項^{*1}の規定の適用については、同項第3号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」と読み替えることとされており（資産流動化法施行令73条5項）、代表権利者又は特定信託管理者がある場合には、添付書面においてそれらの者を記載する。

（3）特許信託原簿の登録

特許信託原簿においては、委託者及び受益者の登録は不要とし、「その他の信託条項」として、本件信託が特定目的信託である旨の表示をする。また、代表権利者又は特定信託管理者がある場合には、それらの者を表示する。

3．特許登録令施行規則第61条による受益者への通知

特許登録令施行規則第61条^{*2}においては、信託の登録等をしたときは、特許権その他特許に関する権利の表示等を受益者に通知しなければならないとされているところであるが、特定目的信託においては、受益者が受益証券の転々流通により変動するため特許信託原簿に記載されないことから、当該通知を要しない。

4．特許法施行規則第26条による特許を受ける権利の信託

特許法施行規則第26条による特許を受ける権利の信託については、受託者の記載が不要である点を除いて、同条による願書記載事項が特許登録令第58条による添付書面記載事項と同じであることから、その記載は上記2．の運用と同じものとする。なお、資産流動化法第260条第8項において信託法第123条（信託管理人）の規定が適用されないこととされており、本件特許を受ける権利の信託が特定目的信託である場合には、信託管理人が記載されることはなく、代表権利者又は特定信託管理者がある場合には、それらの者を記載するものとする。

なお、実用新案登録を受ける権利の信託については実用新案法施行規則第23条第2項に、意匠登録を受ける権利の信託については意匠法施行規則第19条第3項において準用されている。

また、商標登録出願により生じた権利の信託については商標法施行規則第22条第2項において特許法施行規則第26条第3項から6項までを準用し、国際商標登録出願に係る商標登録出願により生じた権利の信託については商標法施行規則第9条の3に規定されている。

(改訂平成24・4)

※¹ 特登令58条1項、60条：実登令7条、意登令7条、商登令10条において準用

※² 特登施規61条：実登施規3条4項、意登施規6条4項、商登施規17条4項において準用